令和4年7月　文書質問及び回答

１ 質 問 者　我孫子洋昌議員
２ 質問事項　下川町における各種表彰のあり方について

質問の内容・要旨	回答
例年、１１月に実施される下川町表彰式では、下川町表彰条例に基づき、様々な分野の受賞者を表彰しているところである。 表彰条例に規定されている各種表彰のうち、功労表彰、功績表彰、善行表彰のほかに、まちづくり貢献賞の項目がある。そこで以下伺う。 ①　先日、長年にわたり学校給食において米飯給食を提供してきた事業者が表彰されたとのことだが、同様に長年にわたり学校歯科医として貢献された歯科医への表彰などを行う予定はあるか。このような表彰にあたってはどのような意思決定過程の下表彰を決定しているのか。 ②　功労表彰のうち、産業分野について、町内において長年事業活動を行った後、残念ながら町内での事業活動を継続できずに、廃業や転出となった事業所や事業主に対しても、長年の営みを労う意味を込めて表彰対象者を増やすべきだと考えるが如何か。	①　今回の学校給食において米飯給食を提供していただいた事業者は、約56年間という長きにわたり、町内の小中学校の給食を支えていただいたことに対して感謝状を贈呈したものです。 この感謝状の贈呈は、「下川町感謝状贈呈要綱」に基づき、公益事業において、特に顕著な協力があった者に該当するとして行ったものです。顕著な協力の程度は様々で贈呈の基準を一概に比較して行うことは困難でありますが、現時点においては退任された学校歯科医に対する感謝状の贈呈は予定していません。 ②　功労表彰については、町議会議員、監査委員、教育委員会委員、農業委員会委員、選挙管理委員、副町長として町政の進展に特に貢献し功労が顕著であり、20年以上勤務した者のほか、町の自治、教育文化、産業及び社会福祉その他町政に進展に特に貢献し功労の顕著な者を対象としています。 対象者の基準につきましては、様々な分野で職種も多岐に渡ることから一律の基準を設けることはできませんが、対象者の選考については表彰審査委員会に諮り、その中で検討をしていただき、その結果を踏まえて適切に実施してまいりたいと考えています。